

審 第 3 5 1 9 号
答 申 第 5 6 5 号
令 和 4 年 3 月 3 1 日

千葉県知事 熊 谷 俊 人 様

千葉県情報公開審査会

委員長 庄 司 久 雄

審査請求に対する裁決について（答申）

令和2年8月31日付け児第1062号による下記の諮問について、別紙のとおり答申します。

記

諮問第1129号

令和2年6月17日付けで審査請求人から提起された、令和2年6月16日付け児第592号で行った行政文書不開示決定に係る審査請求に対する裁決について

答 申

第1 審査会の結論

千葉県知事（以下「実施機関」という。）の決定は、妥当である。

第2 審査請求に至る経緯

1 行政文書の開示請求

審査請求人は、令和2年6月13日付けで千葉県情報公開条例（平成12年千葉県条例第65号）第5条の規定により、実施機関に対して、行政文書の開示請求（以下「本件請求」という。）を行った。

2 請求の内容

本件請求の内容は、「(1) ○○○○年○○○○月に○○○○市で○○○○児童が虐待死した事件の後、県が新たに子どもの虐待死事件が発生した場合に一切情報を公表しない方針を策定した文書一式（以下「本件請求1」という。）(2) ○○○○年○○○○月に○○○○市で○○○○児が死亡し保護責任者遺棄が疑われた案件について、県が○○○○市に一切の情報を公開しないように助言したことが分かる文書一式（それぞれ決裁文書等を含む。）（以下「本件請求2」という。）」である。

3 実施機関の決定

実施機関は、本件請求に対して、令和2年6月16日付け児第592号で行政文書不開示決定（以下「本件決定」という。）を行った。

4 審査請求

審査請求人は、本件決定を不服として、同月17日付けで審査請求を行った。

第3 審査請求人の主張要旨

1 審査請求の趣旨

千葉県知事が令和2年6月16日付「児第592号」をもって、千葉県情報公開条例（以下、「情報公開条例」という。）第12条第2項の規定に基づき、「(1) ○○○○年○○○○月に○○○○市で○○○○児童が虐待死した事件の後、県が新たに子どもの虐待死事件が発生した場合に一切情報を公表しない方針を策定した文書一

式（２）〇〇〇〇年〇〇〇〇月に〇〇〇〇市で〇〇〇〇児が死亡し保護責任者遺棄が疑われた案件について、県が〇〇〇〇市に一切の情報を公開しないように助言したことが分かる文書一式（それぞれ決裁文書等を含む。）」（以下、「本件文書」という。）の不開示を決定した処分（以下、「本件処分」という。）の取消しを求める。

２ 審査請求の理由

（１）情報公開条例第１条では、条例における解釈及び運用の基本原則として、「この条例は、県民の行政文書の開示を請求する権利及び県の情報公開の総合的な推進に関し必要な事項を定めること等により、県の保有する情報の一層の公開を促進し、もって県の有するその諸活動を県民に説明する責任が全うされるようにするとともに、県民の県政に対する理解と信頼を深め、県政の公正な運営の確保と県民参加による行政の一層の推進を図ることを目的とする。」と定めている。情報公開を原則として認め、行政の透明性を確保することにより適正な権力の執行を担保することが、条例の趣旨であると考えられる。

（２）千葉県は報道機関に対し、〇〇〇〇年〇〇〇〇月に〇〇〇〇市で〇〇〇〇児童が虐待死した事件の後、児相に助言する立場の弁護士から「個人情報の取り扱いに注意するべきだ」などと指摘を受け、新たに虐待死事件が発生した場合、一切情報を公表しない方針を決めたと述べている。この方針策定について何の文書も存在していないとは考えられない。本件文書として対象となる文書の存在が考えられるので、再度精査していただきたい。

第４ 実施機関の弁明要旨

１ 本件決定の理由について

実施機関は本件請求に係る行政文書を作成及び取得していないことから保有していないため、本件決定を行った。

２ 弁明の内容について

（１）本件請求１について

ア 実施機関において、千葉県内で児童虐待死亡事例が発生した場合、実施機関が保有する情報を一切公表しない方針（以下「本件方針」という。）は存在しない。

イ 請求人は実施機関が報道機関に対し、〇〇〇〇年に千葉県〇〇〇〇市内で〇〇〇〇児が虐待により死亡した事例の後、千葉県が所管する児童相談所に助言をする立場の弁護士から「個人情報の取扱いに注意するべきだ」等の指摘を受け、本

件方針を決めたとし、本件方針の策定に関する文書を実施機関が保有していないことは考えられないと主張する。

ウ この主張は、上記第2 4の審査請求における添付書類である新聞の記事（以下「本件記事」という。）が根拠であると推察されるが、これは、千葉県〇〇〇〇市内で〇〇〇〇児が虐待により死亡した事例に係る容疑者逮捕の発表当日における報道機関への対応を決める際、具体的な情報がない中で、児童の福祉と個人の尊厳を守る観点から慎重に対応するため、児童に関する情報を提供しないことを実施機関において口頭で協議したことを指すものであると思慮される。

エ なお、実施機関において当該発表の翌日以降は個人情報の保護と公益上県民に知らせる必要性の両方の観点に配慮しながら報道機関への対応を行っている。

オ 従って、実施機関が本件方針を決めたという審査請求人の事実はなく、当然、実施機関は本件方針の策定に関する文書も作成していない。また、当該発表当日における報道機関への対応については、口頭による協議であることから実施機関において文書は作成していない。

カ さらに、実施機関以外が作成した本件請求1に関する文書について、実施機関は取得していない。

キ よって、本件請求1に該当する文書は保有していない。

(2) 本件請求2について

ア 本件請求2についても、本件記事が根拠であると推察されるが、これは、当該発表当日、実施機関として児童虐待死亡事例における児童の情報については、児童の福祉と個人の尊厳を守る観点から取扱いを注意したい旨を〇〇〇〇市に対し口頭で連絡したことを指すものであると思慮される。

イ これは口頭での連絡であることから、実施機関において文書は作成していない。

ウ さらに、実施機関以外が作成した本件請求2に関する文書について、実施機関は取得していない。

エ よって、本件請求2に該当する文書は保有していない。

第5 審査会の判断

当審査会は、審査請求人の主張及び実施機関の弁明を基に調査審議した結果、次のとおり判断する。

1 本件請求及び本件決定について

本件請求及び本件決定については、上記第2 2及び3のとおりである。

なお、本件記事は、特定の新聞社が作成し新聞に掲載された、児童が死亡し被疑者が逮捕された事例(以下「本件事例」という。)に関する記事であり、上記第3 2(2)の審査請求人の主張は、上記第4 2(1)ウで実施機関が説明するとおり、本件記事が根拠であると推察される。

2 行政文書の不保有について

実施機関は、本件請求に係る行政文書を保有していないと説明するので、次のとおり検討する。

(1) 本件請求1について

ア 当審査会が事務局職員をして実施機関に、本件方針について確認させたところ、その要旨は次のとおりであった。

(ア) 本件方針は存在しない。

(イ) 本件事例当時、本件事例のような事例等が発生した場合には、事案の都度、報道機関に対する対応を実施機関内で協議して決めていた。

(ウ) 実施機関は本件請求後である令和2年11月に、児童虐待の事案に関する公表等について方針を策定しており、その内容は、児童虐待に起因する死亡事案は、社会的関心が高い等に鑑み、死者の名誉等を考慮した上で、事実経過の概要などを公表するというものである。

イ 当審査会が事務局職員をして実施機関に、本件記事に係る報道機関に対する対応の状況を確認させたところ、その要旨は次のとおりであった。

(ア) 本件事例を発表した直後、実施機関は複数の報道機関からの取材において、児童相談所の本件事例に対する関与等の質問を受け、千葉県個人情報保護条例(平成5年千葉県条例第1号)に基づき回答できない旨を回答した。

(イ) その翌日、実施機関は報道機関を10社集めて、当該児童について県の関与がなかったこと等の情報を公表した。

(ウ) 報道機関からの、個人情報を理由に公表しないのであれば、今後、虐待事案の情報を一切公表しないのかという質問に対し、実施機関は、個人情報の取扱いについては慎重であるべきだが、公益性の観点からも考えなければならない旨を回答した。

ウ そうすると、上記イ(イ)のとおり、同(ア)の回答を行った翌日に実施機関が当該児童について県の関与がなかったこと等の情報を報道機関に公表している

こと、及び上記ア（ウ）のとおり、令和2年11月に実施機関が児童虐待の事案に関する公表等について方針を策定していることからすれば、実施機関から報道機関に対し上記イ（ア）及び（ウ）のような回答を行ったことで、本件方針が存在すると受け取られた可能性があったとしても、なお本件方針の存在を認めることにはならないものと言うべきである。

したがって本件事例当時において、本件方針が存在しなかったとする実施機関の説明には合理性があり、本件方針は存在しなかったものと認められる。

エ 以上のことから、実施機関は本件請求1に係る行政文書を保有していないと認められる。

（2）本件請求2について

ア 当審査会が事務局職員をして実施機関に、本件記事に係る市との連絡の状況を確認させたところ、その要旨は次のとおりであった。

（ア）本件事例のような事案が発生した場合、報道機関は、児童の福祉等についてそれぞれ管轄している市町村及び都道府県に取材することが通例であることから、正確な情報を伝える必要があることなどを目的として、市町村及び都道府県が情報を共有することとなる。

（イ）本件事例も同様に、実施機関は情報を共有するために、本件事例が発生した直後、迅速に対応する必要があったことから、実施機関内で口頭で協議し、実施機関の担当者から市の担当者に電話で個人情報の扱いには注意したいと考えている旨を伝えた。それより前には、本件事例について市及び実施機関でやりとりはなく、市から相談もなかった。

イ これらのことから、実施機関が市に電話したことは、本件事例が発生したことに起因するものであり、それより前に市から相談もなく、また、上記（1）イ（ア）のとおり、当該発表直後より複数の報道機関から取材があり、このような状況においては、助言の有無等に係る文書を作成している時間があったとは考えにくい。

ウ また、本件事例の性質上、迅速に対応する必要があったことから、情報の共有を急いだことが認められ、電話で行った伝達の事項を文書で作成すべき法令上の義務がないことを鑑みると、口頭での連絡であることから、文書は作成していないとする実施機関の説明に不自然及び不合理な点は認められない。

エ 以上のことから、実施機関は本件請求2に係る行政文書を保有していないと認められる。

3 審査請求人のその他の主張

審査請求人は、その他種々主張しているが、当審査会の判断に影響を与えるものではない。

4 結論

よって、実施機関の本件決定は、妥当である。

第6 審査会の処理経過

当審査会の処理経過は、次のとおりである。

年 月 日	処 理 内 容
令和2年 9月 1日	諮問書の受付
令和3年 9月29日	審議
令和3年10月27日	審議
令和3年11月24日	審議
令和3年12月21日	審議

(参考)

千葉県情報公開審査会第2部会

氏 名	職 業 等	備 考
伊 藤 義 文	弁護士	部会長職務代理者
荘 司 久 雄	前城西国際大学非常勤講師	部会長
日名子 暁	弁護士	

(五十音順)